

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）について、防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

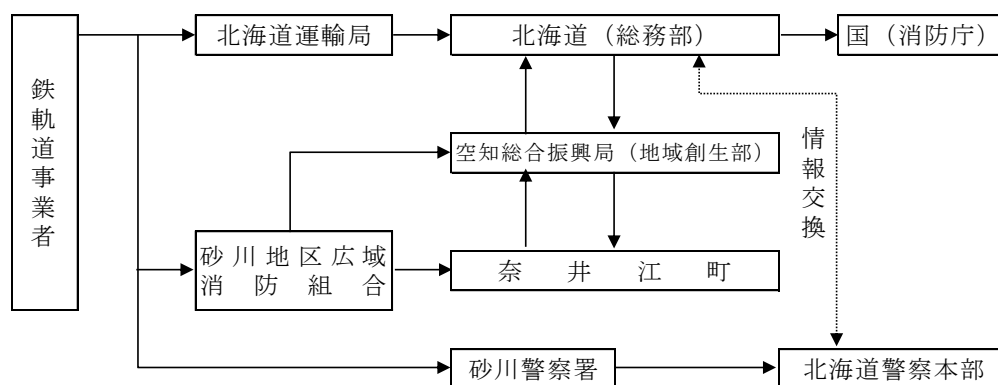
#### 第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 第2 災害応急対策

##### 1 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



##### 2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 第3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1 鉄道災害の状況
- 2 旅客及び乗務員等の安否情報
- 3 医療機関等の情報
- 4 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5 施設等の復旧状況
- 6 避難の必要性、地域に与える影響
- 7 その他必要な事項

### 第4 応急活動体制

1 町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

2 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

### 第5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第3節「避難救対策画」の定めるところにより実施するものとする。

### 第6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第15節「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

### 第7 消防活動

消防活動は、第4章第9節「消防計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

### 第8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第18節「行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 第9 交通規制

砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 第10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物により二次災害の防止に努めるものとする。

## 第11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

## 第12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災等により大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害予防

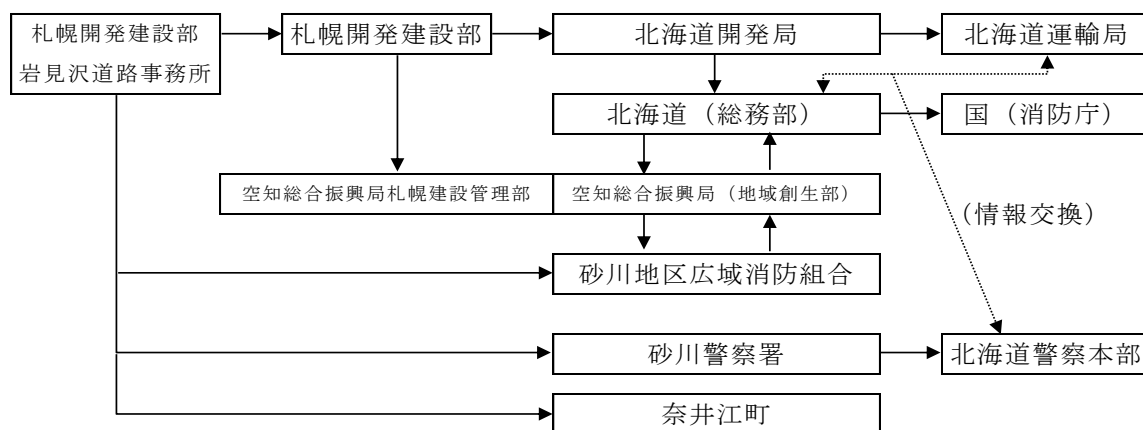
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 第2 災害応急対策

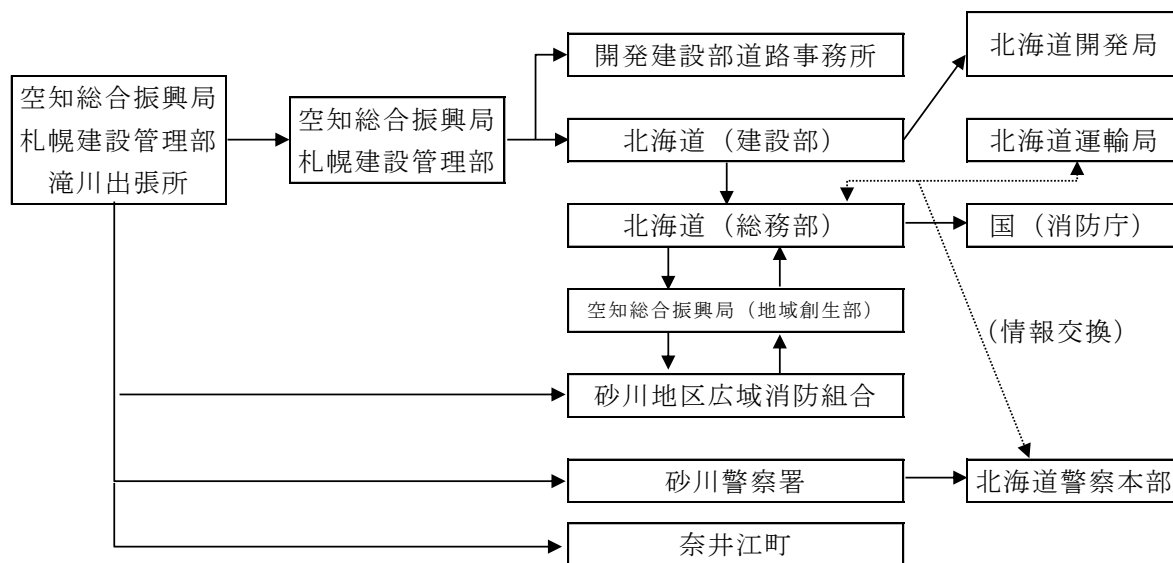
#### 1 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

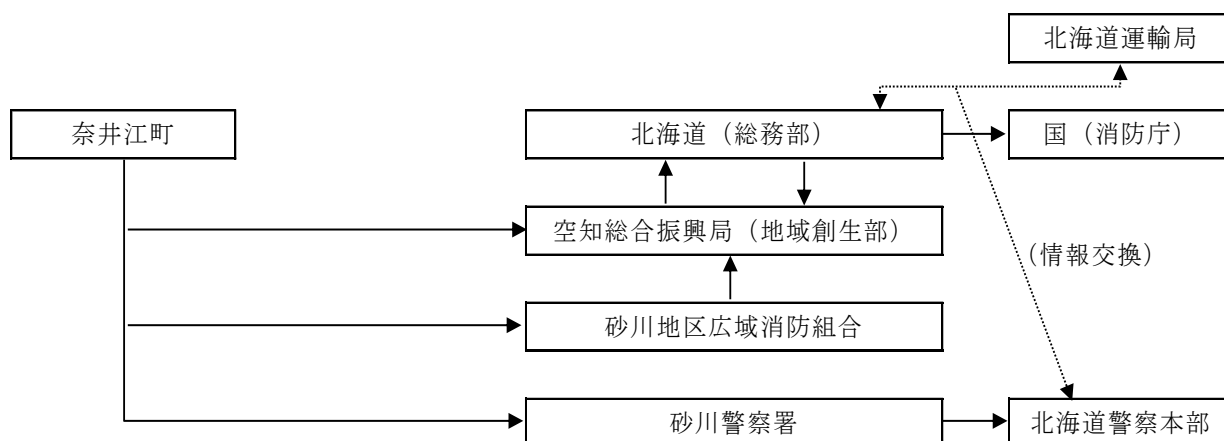
##### (1) 国の管理する道路の場合



##### (2) 道の管理する道路の場合



(3) 町の管理する道路の場合



2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1 道路災害の状況
- 2 被災者の安否情報
- 3 医療機関等の情報
- 4 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5 施設等の復旧状況
- 6 避難の必要性、地域に与える影響
- 7 その他必要な事項

第4 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施するものとする。

- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

## 第5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第3節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 第6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第15節「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

## 第7 消防活動

消防活動は、第4章第9節「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

## 第8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第18節「行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 第9 交通規制

- 1 砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- 2 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

## 第10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 第11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

## 第12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

### 第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 危険物等の定義

##### 1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

##### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

##### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

##### 4 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

##### 5 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

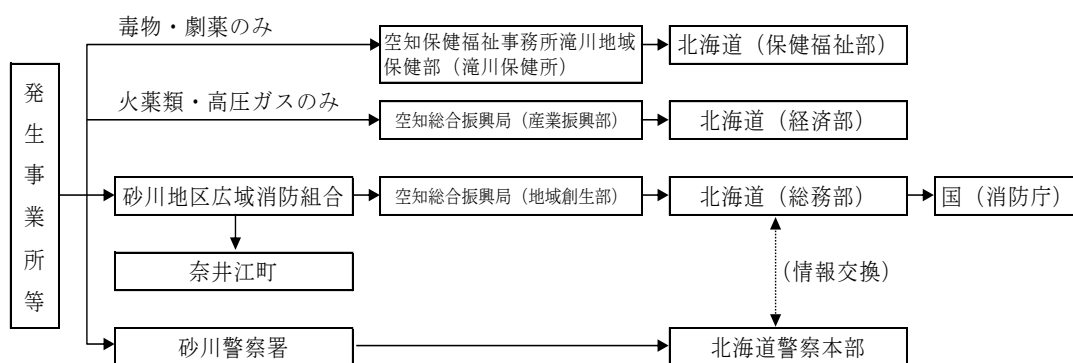
#### 第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

#### 第3 災害応急対策

##### 1 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## 2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 第4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、事業者及び危険物等取扱担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 被災者の安否情報
- 3 危険物等の種類、性状などの人体、環境に与える影響
- 4 医療機関等の情報
- 5 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 6 避難の必要性、地域に与える影響
- 7 その他必要な事項

## 第5 応急活動体制

- 1 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- 2 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

## 第6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

## 第7 消防活動

- 1 消防活動は、第4章第9節「消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- 2 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- 3 事業者は、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。



## 第8 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

## 第9 救助救出活動、医療救護等

町及び関係機関は、第5章第3節「避難対策計画」及び第5章第15節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出活動、医療救護を実施するものとする。

また、町及び関係機関は第5章第18節「行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 第10 交通規制

砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 第11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

## 第12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

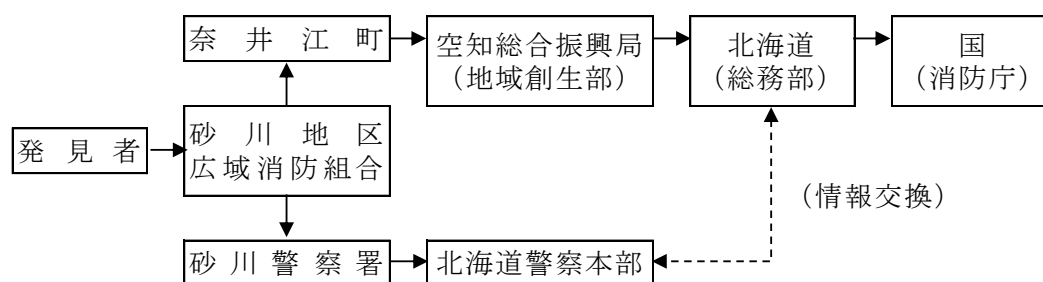
### 第1 災害予防

町及び砂川地区広域消防組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

### 第2 災害応急対策

#### 1 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



#### 2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 第3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるところのほか、次により実施するものとする。

この場合において、町及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 被災者の安否情報
- 3 医療機関等の情報
- 4 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5 避難の必要性、地域に与える影響

6 その他必要な事項

**第4 応急活動体制**

- 1 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施するものとする。
- 2 災害対策現地合同本部の設置  
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

**第5 消防活動**

消防活動は、第4章第9節「消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所等及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

**第6 避難措置**

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

**第7 救助救出及び医療救護活動等**

町及び関係機関は、第5章第4節「避難救出計画」及び第5章第15節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第18節「行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

**第8 交通規制**

砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

**第9 自衛隊派遣要請**

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第24節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

**第10 広域応援**

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第5節 航空災害対策計画

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及びその他防災関係機関が実施する対策はこの計画の定めるところによる。

### 第1 情報通信

- 1 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- 2 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- 3 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行う。
- 4 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおり。

### 第2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- 1 航空災害の状況
- 2 旅客及び乗務員等の安否情報、被災者の安否情報、航空輸送復旧の見通し、その他必要な事項
- 3 医療機関等の情報
- 4 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5 避難の必要性等、地域に与える影響

### 第3 応急活動体制

町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 第4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第3節「避難対策計画」の定めによる。

### 第5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第15節「医療救護計画」の定めによる。

### 第6 消防活動

- 1 砂川地区広域消防組合は、第4章第9節「消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車等による消防活動を迅速に実施する。
- 2 砂川地区広域消防組合は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

**第7 行方不明者の捜索及び死体の収容等**

町は、第5章第18節「行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

**第8 交通規制**

砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行う。

**第9 防疫及び廃棄物処理等**

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第16節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講じる。

**第10 自衛隊派遣要請**

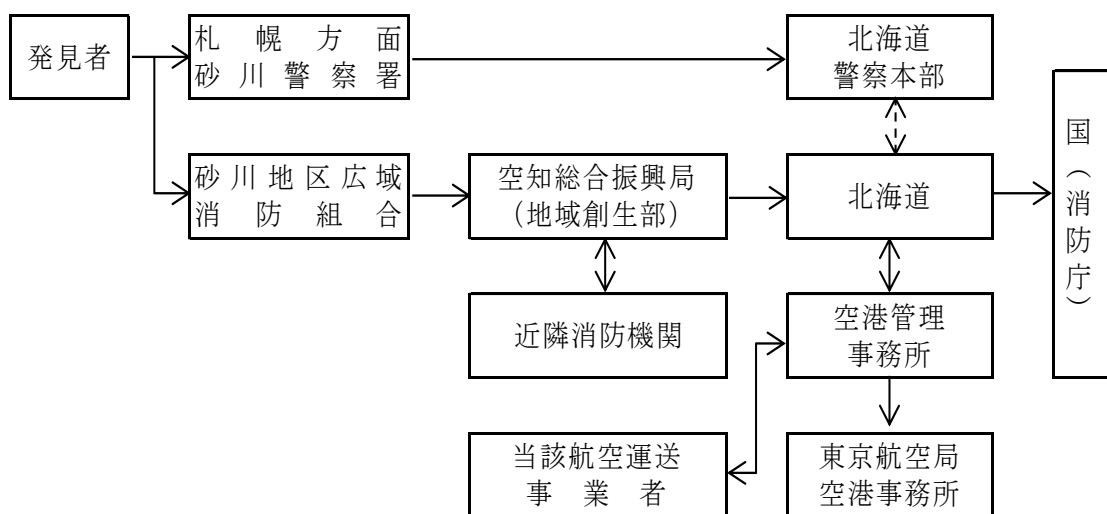
町は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、北海道知事（空知総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

**第11 広域応援**

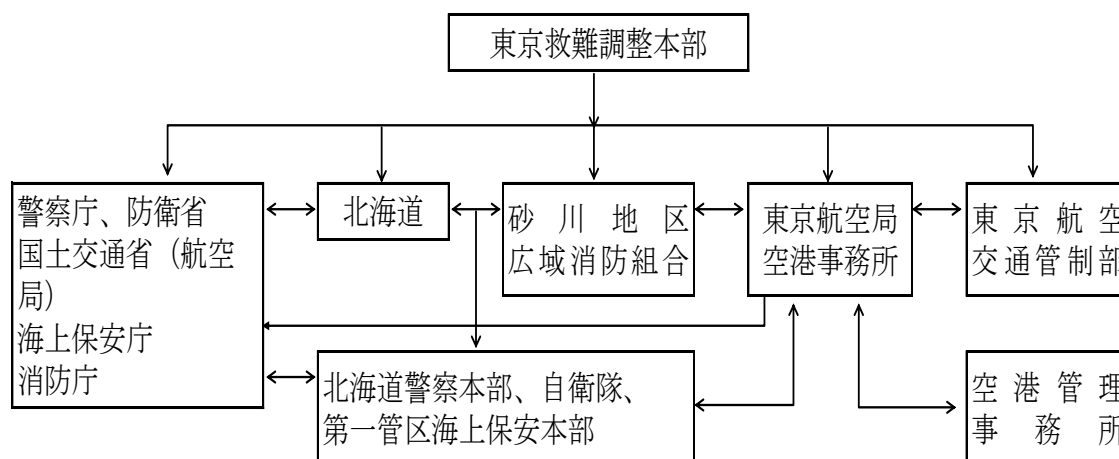
町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請する。

**情報通信連絡系統図**

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

## 第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、奈井江町林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、機関相互の連絡、情報交換、指導等円滑な実施を図るものとする。

#### 1 実施機関

奈井江町、砂川警察署、砂川地区広域消防組合砂川消防署奈井江・浦臼支署

#### 2 協力機関

空知総合振興局

### 第2 気象情報等連絡体制

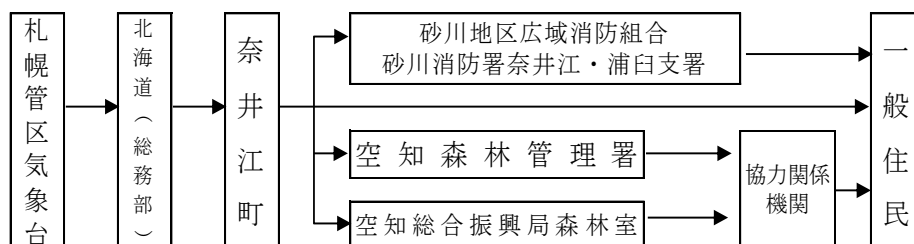
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達に努めるものとする。なお、林野火災気象通報の伝達系統は次によるものとする。

#### 1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節「防災気象情報の伝達計画」のとおりである。

#### 2 林野火災気象伝達系統



### 第3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

#### 1 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、町民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- (1) ポスター、旗等による啓発
- (2) 町広報紙への啓発記事掲載による啓発
- (3) 乾燥注意報発令時の啓発巡回

#### 2 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

火災警報発令又は気象条件が急変した際には、必要に応じて入林の制限を実施する等、観光関係者による予防意識の啓発を図る。

- (1) タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、十分な思想の啓発をする。
- (2) 入林の許可、届出等について指導する。
- (3) 危険時の入林制限区域の周知を図る。

### 3 火入れ対策

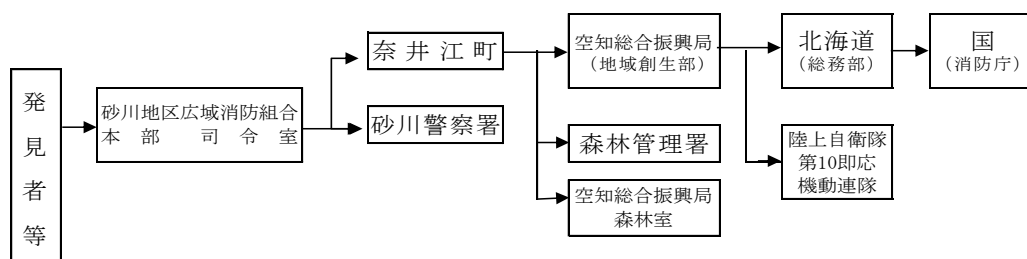
林野火災危険期間（概ね4月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び奈井江町火入れに関する条例（平成元年奈井江町条例第34号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

## 第4 応急対策

### 1 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



### 2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 第5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町及び関係機関等は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。



- 1 災害の状況
- 2 被災者の安否情報
- 3 医療機関等の情報
- 4 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5 避難の必要性、地域に与える影響
- 6 その他必要な事項

## 第6 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施するものとする。

## 第7 消防活動

林野火災消防については、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるため各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- 1 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- 2 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、北海道知事（防災航空室）に対し、第5章第24節「消防防災ヘリコプター等活用計画」及び第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターの派遣要請等を行う。

## 第8 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

## 第9 交通規制

砂川警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 第10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

## 第11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道への応援を要請するものとする。

## 第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または、被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (3) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

### 第2 災害応急対策

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### 1 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### 2 災害広報

町は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) その他必要な事項

#### 3 応急活動体制

町は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### 4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

#### 5 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

##### (1) 砂川警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

##### (2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

#### 6 避難所対策

大規模停電災害により住民に生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第3節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### 7 通信機器等の充電対策

町は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供に努めるものとする。

#### 8 給水対策

中空知広域水道企業団は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。

#### 9 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害における石油類燃料の供給については、第5章第7節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

#### 10 防犯対策

砂川警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

#### 11 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

#### 12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。